

第5回とっとり型の保育のあり方研究会（概要）

1 日時

平成28年10月21日（金） 10:00～12:30

2 場所

県庁議会棟 特別会議室

3 出席者

別添のとおり

4 主な内容等

(1) 家庭内保育への支援に係る論点整理・方向性について

竹歳委員

- ・愛着形成を目的として家庭内保育への支援を行うことは、保育所へ預ける家庭では愛着形成ができていないと思われてしまうことから、家庭内保育を行いたい、経済的な理由等で行えない方への支援という理由がよいのではないか。
- ・保育所整備や保育料軽減など地域差があることから、現金給付、現物給付をどのように行うかを市町村の実情に応じて行えるようにしてほしい。
- ・育児休業を取得できるような職場環境の整備への支援をしてほしい。
- ・そもそも家庭保育ができる家庭が対象なら、保護者以外が保育できる場合でも支援していいのではないか。
- ・子育て支援サービスで利用できるクーポン券などの現物給付は、サービスを受けに来てもらうことにより、家庭状況の把握、育児の孤立化の防止やサービスを知ってもらう機会となる。

足立委員

- ・家庭内保育への支援については、地域差もあり市町村の実情も異なることから県下一律で同じメニューで行うのは困難ではないか。
- ・現金給付による支援では、子育てのために使用されない可能性もあり、直接、子どものためになるものにしなければならない。
- ・子育て支援センターの充実や一時保育を実施する施設を増やすなどの方策に力を入れていきたい。
- ・介護や障がいなどにより外に出られない方に対してアクセスできるようなメニューがあるといいのではないか。
- ・引きこもりがちな家庭などで虐待が起こる前に支援の手を行政や地域で見つけていかないといけない。
- ・このたび検討している支援により家庭と地域との結びつきが深まればと思う。

鷹取委員

- ・保育所に預けられる家庭との公平性や幼稚園への入園時期を考えると家庭内保育への経済的支援として現金給付を満3歳まで実施してほしい。
- ・保護者が子育てのあり方を選択できる社会の実現を目指してほしい。
- ・子育ては、家庭だけの問題ではなく、社会的責任を伴う事でもあるので、家庭内保育への経済的支援は大切だと思う。
- ・子育て支援について就労支援のように感じるものもあり、保護者の中には、子育てに専念することが自分の人生にとって不利益になるのではと感じたり、子育てに対する不安から、子育てを保育所に任せの方がよいのではと考えたりする保護者が増えているのではと感じている。我が子を自分の手で育てる喜びや楽しみを感じられなくなることが心配である。

大西委員

- ・保育所に入所する年齢として、1歳が多いことから、現金給付による家庭内保育の支援を実施する場合、このような現状から1歳までがよいのではないか。
- ・子育て支援センターなどの施設へ足を向けない、きっかけがない保護者をいかに支援していくかが大切であり、保育士が家庭へ訪問し、保護者の相談に乗るなど具体的な施策が必要となる。
- ・直接、子どもたちを支援できるような施策が大事である。

川村委員

- ・愛着形成を家庭内保育の支援の目的とすると、どうしても預けなければならない方にとっては辛いので、子育ての選択肢が増えるということがよいのではないか。
- ・家庭内保育の支援方法については、現物給付で行うと人それぞれ必要となるものは異なることから支援方法としてそぐわないのではないか。
- ・支援対象者から専業主婦を除くとなると、家庭内保育を実施するために仕事を辞めた方は、支援対象でなくなるということなり、疑問に思う。
- ・また、保護者は就労しているが保育所に預けず、家庭で祖父母等が保育する場合をどうすかなど、対象者の線引きが難しい。
- ・このたび検討している支援で、女性が働くことへの妨げとなることは制度の本意ではない。

岩本委員

- ・保育所に預ける場合は、行政から支援があるが、家庭内保育をする方ではなく、その公平性の保つことを家庭内保育の支援の目的としてみてはどうか。ただ、家庭内保育を実施した方が子育て支援サービスを全く受けていないわけではない。
- ・待機児童、保育士不足の解消も万人が納得する目的になるのではないか。
- ・家庭内保育の支援方法については、地域差を考慮して実情に応じて市町村が支援方法を選択できるように行われる方がよいのではないか。
- ・家庭内保育の支援については、現金給付がよいと思っていたが、現物給付についても理解できる。地元の子育て支援センターの利用やファミリーサポートセンターの利用券について、満足していたし、本当にありがたかった。
- ・支援対象者への所得制限については、支援が不要な家庭もある可能性もあり、貴重な財源を使

用して実施することから必要であると考え。

- ・現金給付を実施するのであれば、3歳まで実施してほしい。
- ・育児の孤立化や不適切な養育がこのサービスを通じて把握ができ、そのような家庭への対応をしてければいいのではないか。
- ・女性の活躍を妨げるものとなつてはいけませんが、そもそも家庭にも女性が活躍できる場はあるという意識を持ってもらえたらと思う。
- ・また、親の成長、親業を高めるような研修なども必要になってくるのではないか。

宮地委員

- ・家庭内保育への支援に関するアンケートの結果として、子育てについては、本来は親の義務であり、家庭に行政が介入すべきでないといった反対意見があったが、これは、子育てを私事と捉えており、私事に対して公的支援や税金を投入することが社会全体のためになるのかといった疑問によるものだと思う。
- ・支援の目的について、親の選択肢を増やすことと同時に社会に対しても少子化対策や人口減少対策などの好影響を与えるものとして、両方を示していく必要がある。
- ・保育士不足への対策を目的としてしまうと、家庭に行政の問題を解決させているように捉えかねず、県が意図するものとならず、副次的効果に留めておくべきである。
- ・現金給付については、使途が明確化しづらいところがあり、現物給付による保育サービスの充実などの方向で支援したらよいのではないか。
- ・家庭内保育を実施することによって、育児の孤立化や不適切な養育などが見えにくくなるという留意点があるが、全戸訪問や支援訪問を行うことを支援の一つとして組み込むことで、そのような留意点をカバーしながら、家庭内保育に対する支援ができるのではないか。
- ・家庭内保育への支援の目的からすると、専業主婦や祖父母がいる世帯についても支援対象としていいのではないかと思うが、財源的に優先順位を付けざる得ない場合については、所得制限等を設ける必要はあると思う。

直島委員

- ・家庭内保育という言葉は、女性の社会参加や保育所に預けている方でも家庭で保育を行っていることなどで、間違いなく批判が出てくる。
- ・現金給付を実施する場合、例えば所得制限がある児童手当を鳥取県独自に加算していくというやり方もあるのではないか。公平感も担保できる。
- ・児童手当の独自加算に係る所得制限については、財源的な部分でもあり、議論の余地はある。
- ・働かなくとも経済的に余裕のある家庭に対する現金給付については、不公平感があり、慎重に議論しないと格差が拡大することにもなりかねない。
- ・現物給付を行う場合、いろいろな手法が考えられるが、直接、子どもたちに届くというところの視点を持つことが大事ではないか。
- ・鳥取県として、就学前教育のあり方をどのように進めていくか、長い目的として考えていく必要があるのではないか。

武田副会長

- ・他の委員からもあったように家庭内保育という言葉をご使用するのであれば、気をつけなければならない。
- ・保育所などでの保育と家庭内保育とで、2項対立的になって、どちらがよいか悪いかという話にならないように留意したい。
- ・最も大切なことは、子育て家庭が子どもに向き合って子育てを行っていくことができる環境を整えていくことだと思う。
- ・また、子育てを行う上においてのセーフティーネットを設けることが大切であり、例えば、家庭内保育の実施で家庭が見えづらくなる部分について丁寧に対応すべきである。このような部分は、このたび検討している制度などでも財源が充てられていく必要がある。
- ・家庭内保育への支援方法について、地域差があることを理由に市町村の実情に応じて行うことで、結果として、地域によって開きが生じて、想定したものとかけ離れたものにならないか事前に予想しておく必要があるのではないか。

南会長

- ・家庭内保育への支援に関する検討については、鳥取県の魅力づくりというところからきているものと理解している。
- ・保育所保育に注目されがちな現状に対して、家庭内保育に着目し議論していくことについて、一定の価値があるものと感じている。
- ・乳幼児期の保育について、保育所保育と家庭内保育のどちらを重視するかといったことにより議論が矮小化されていくことは好ましくない。
- ・保育士不足対策を目的とすると手段が沿っていないという印象を受ける。
- ・仕方なく就労する方に対する支援ということであれば、企業の産休育休制度の充実が先行されることが望ましいのではないかと考える。
- ・家庭内保育に対する支援を検討していくのであれば、総合的な育児支援、サービスの一環として考えるべきではないか。
- ・米子、鳥取のような都市部では入所率が低く、地域差は大きいことから地域の実態に即して対応できる支援の仕組みが必要ではないか。
- ・現金給付については、金額の水準を決定するための納得性の高い根拠を見つけることが困難であり、用途の確認も難しいことから支援として好ましくないと考える。
- ・現物給付については、各家庭で必要なものを区別して実施する理由や方法を魅力あるやり方で実施することは困難である。
- ・一時預かり保育やファミリーサポートなどの保育サービスの充実については、担い手不足の問題があると思う。
- ・子育て支援センターのプログラムの充実やネウボラ、医療費助成の拡充などといった普及と一体化したものについては、わかりやすい出口になるのではないか。
- ・このような支援については、家庭内保育の環境整備を進めるという発想とも整合性が高いと思うし、組み合わせの中で鳥取らしきを出していくことが大切である。

事務局

- ・家庭内保育という言葉について意見があったが、どのような表現がいいか考えていきたい。
- ・保育所に預ける家庭と家庭内で保育を行う家庭について、分かれるものでなく、保育所に預ける家庭も当然、家庭内でも保育を行うものであって、保育所のサービスを利用していない家庭への支援ということで整理している。
- ・このたびの家庭内保育への支援に係る議論については、県として保育料無償化を進めていき保育所のサービスを利用する方へ支援してきたところであるが、保育所のサービスを利用しない方への支援が必要ではないかというところからスタートしている。
- ・当研究会で議論してもらったように今後の整理としては、県民の子育ての選択肢が増えるというところが目的になるのではないかと思う。
- ・市町村の実情により行う家庭内保育への支援の結果で、どのような地域差が出るのか想定する必要がある旨、武田副会長から意見があったが、市町村の選択肢として、既に現金給付を実施しているところもあり、また、現物給付がよいといった意見もあって、差は当然出てくるものかと思っており、県民と県が制度を作るにあたってどこまでの差を許容するかによって結果が出てくるものだと思う。
- ・ネウボラについて来年度には、ほぼ全ての市町村でセンターを立ち上げるような状況になってきているので、この仕組みを活用して支援の必要な家庭への対応を行っていきたいと思う。
- ・引きこもりがちな家庭については、数が絞られていくのでピンポイントで訪問していくというやり方ができなかと考えている。
- ・いくつかの市町村では、経済的支援と組み合わせて要支援家庭の把握に努めており、このような取り組みが広がっていけばよいと考えている。

(2) 保育所・幼稚園等における自然保育認証制度の基準案について

竹歳委員

- ・認証制度での自然体験活動については、3歳以上の園児が対象になってくるのではないか。
- ・活動時間については、「遊びきる」ことを目的としたら、何時間がよいのか、週何時間に分けて行うか、1日に集中して行うか判断しかねる。
- ・自然体験活動について、経験不足や知識不足による先生の不安があることから研修などを行う必要がある。
- ・安全対策のマニュアルの内容など、よく吟味する必要があると思う。

足立委員

- ・自然体験活動を実施するにあたり、園の年間指導計画でしっかりと園が望む子どもの姿を定めてもらいたい。
- ・活動時間については、実際に自然体験活動を行っている園の行事やカリキュラムなどがあると思うので、いくつかサンプルをとって検証してみてもどうか。
- ・職員体制を厳しくするとハードルが高くなると思う。
- ・質の担保については、安全対策に関する研修などを受講してもらいたい。
- ・自然フィールドを活用することから、そこの地域の方に協力を求め、地域とのつながりを深めていけたらよいと思う。

鷹取委員

- ・自然体験活動の対象年齢については、集団行動ができないといけないこと、自分自身で安全確保ができることから3歳以上ではないか。
- ・活動場所については、裏山を園庭としている園などもあり、園外と園内の定義が問題となってくると思う。
- ・活動時間については、6月は雨が多いことなどの天候面や運動会、生活発表会などの行事面、さらに立地面を考えてみると、どの程度園外へ活動できるか、設定が難しい部分があり、よく検討してみないと、自然体験活動に係る認証制度へ手を挙げる園が少なくなるのではないか。

大西委員

- ・活動時間については、保育所で設定する指導案の活動時間や保育の1日の流れ、給食を食べることを考えたら、週2～3時間程度がよいのではないか。週4時間以上になるとお弁当が必要となり、保護者の負担も増える。
- ・安全対策についてはマニュアル整備や研修をしっかりとやってもらいたい。
- ・地域とのつながりを重視した活動内容となればよいのではないか。
- ・自然体験活動の中で鳥取県が進める「遊びきる子ども」の活動ができれば、活動内容がますます広がっていくのではないか。

川村委員

- ・自然体験活動の対象年齢について、年長児が外に出やすく、安全面も考慮してもよいと思う。
- ・活動場所の安全確保についても大切であり、また、安全対策に係るマニュアルや研修も必要だと思う。
- ・保護者として、子どもに自然体験を行う場を提供してもらえることはありがたい。

岩本委員

- ・住んでいる地区に自衛隊基地があり、他県からの転勤により鳥取へ来る方が多く、鳥取の自然の良さに触れ、そのまま家を建てて定住される方もいるので、鳥取の良さを県外に発信することにより鳥取県に来る方も増えるのではないか。
- ・近隣の森や野原の散策は通常の保育所や幼稚園でも行っているところだが、森のようちえんのような活動は通常できないものであり、森のようちえんの活動に参加してみるのもよいのではないか。
- ・自然体験活動に対する安全面の対策を学ぶことという意味でも森のようちえんへ保育所や幼稚園の先生が研修に行くのもよいのではないか。

宮地委員

- ・自然体験活動に係る認証制度を作るに当たって、自然体験活動をどのように捉えるのか非常に難しいところであり、保育指針でも自然の中で植物に触れていくということは定められており、保育所や幼稚園でも何らかの自然体験活動は実施されている。
- ・認証制度での自然体験活動については、保育所や幼稚園が少し頑張れば実現できるものを目指

していくべきではないか。

- ・活動時間についても、アンケート結果として週当たり平均活動時間は2.25時間であることから週3時間に設定するなど少しハードルを高くしてみてはどうか。
- ・活動時間の計り方については、クラス当たりとすることが園の負担も少なく把握もしやすいと思う。

直島委員

- ・自然体験活動に関する活動時間の議論があるが、時間よりも質を考えて、活動内容について柔軟に評価できる仕組みが大切であり、その活動内容に応じた時間設定が望ましいのではないか。
- ・自然体験活動に係る認証制度を作るにあたって、自然体験活動をどのように捉えるのか、どのあたりにハードルを置くのかということについては、よく議論していく必要があると思う。
- ・自然体験活動については、地域交流事業などに関連させていくことが大切であり、実施園についても地域貢献がやりやすくなる部分もあるのではないか。
- ・自然体験活動を実施する上で人の配置がいるものであり、研修を受けるだけでは負担感となるだけであり、保育士や幼稚園教諭の加配などをセットにして進めていく必要がある。

武田副会長

- ・認証制度での自然体験活動については、極めて限定的な活動を最初から念頭に置くのではなく、県で実施するとりっこ事業の助成の活用事例なども参照しながら、園の創意工夫により豊かな自然体験活動が行われていくことに重点をおいてもらえたらと思う。
- ・活動については、一斉的に行う保育活動が前提となっているように思うが、自由保育で実施する園もあると思うので、そことの兼ね合いについても考えていきたい。
- ・また、自然体験活動のイメージについて、例えば園外で採取した昆虫はOKで、購入した昆虫はNGとするように位置付けてしまうことについてもよく検討しないといけない。

南会長

- ・質の担保については、どの程度人員を配置するかなど、現場の実態に基づき、少しハードルの高い部分で検討されたらよいと思う。
- ・それでも明確な基準を設定できない場合は、指導案についてコンペなどで募集してみて園から適切な配置などについて見解を出してもらい、第三者機関で審査するなど数年間繰り返して適切なラインを探っていくやり方もあるのではないか。

事務局

- ・認証制度での基準については、委員からもあったように保育所や幼稚園が通常行う自然体験活動よりも少しハードルを上げて作っていきたい。
- ・活動内容について基準を作ることは非常に難しいところであるが、一定の活動時間は定めていく必要があるかと思っている。
- ・こちらで作った基準により各園で取り組んでもらい、取り組みをみて、ある程度のラインを捉えていくということもあると思う。
- ・自然体験活動のイメージについては、限界となるラインを引いた形で示したものであり、これ

だけに限定したものではない。

- 活動内容の線引きは活動時間とリンクするものであり、活動時間を少し低く設定しないとできることもできない。
- 先進県では週5時間で設定しており、ハードルを高く設定されていると思ったが、結構な数の園から手が挙がっており、この現状や県内の状況を踏まえて決めていきたい。
- こちらで示した活動内容のイメージについては、これから議論しようとしているところである。
- 活動時間については、改めて現場からの意見を聞いていきたいと考えているが、どの範囲で活動するのかというところで考えると年長児がやりやすいが、認証園となった場合に保護者が期待して入所させたが、年少、年中では活動がなかったとなると当初から一定の活動は担保される方がよいと考えたものである。
- また、週何時間という設定については、毎週活動しなければならないのか、園行事で暇がない時期があるということもあり、平均として週何時間の活動が担保されているかというイメージで設定している。
- 先進県では当初、年間の活動時間を設定しようとしたが、どのくらいの量で実施すればよいかイメージがつかないところがあり、週何時間という量がわかりやすいものとなったと思う。